

管理 No.	申 152
--------	-------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 教育部 地域教育課
(企画管理係)

根拠区分	条例 ・ 規則
許認可等の名称	公民館及び分館の使用承認
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号) 第6条
処分権者	指定管理者
審査基準	<p>公民館の使用承認は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・奈良市公民館条例施行規則(昭和39年4月1日教育委員会規則第3号)第5条第1項・奈良市公民館運営要綱(平成20年10月1日制定)第3条・奈良市公民館生涯学習活動団体登録要綱(平成20年10月1日制定)第3条 <p>(関連条文)</p> <p>【奈良市公民館条例施行規則(昭和39年4月1日教育委員会規則第3号)】</p> <p>(使用手続)</p> <p>第5条 公民館の使用の承認を受けようとする者は、使用日の4週間(生涯学習センターのギャラリーの使用については、使用日の3箇月前)から前日までの間に使用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>【奈良市公民館運営要綱(平成20年10月1日制定)】</p> <p>第3条 公民館の使用は、団体使用によるものとし、使用時の人数は5名以上とする。ただし、使用形態や施設の用途等により、これにより難しいと指定管理者が認めるときはこの限りでない。</p>
標準処理期間	1日
最終更新日	平成31年4月1日更新

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準 補足	<p>【奈良市公民館生涯学習活動団体登録要綱(平成20年10月1日制定)】</p> <p>第3条 公民館で活動する団体は、活動しようとする公民館に登録しなければならない。</p> <p>2 公民館に登録できる団体は、定期的かつ継続的に学習活動を行う団体で、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)構成員が5名以上であること。</p> <p>(2)代表者を互選により決定し、会則を制定していること。</p> <p>(3)構成員の半数以上の者が市内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。</p> <p>(4)入会及び退会が自由であること。</p> <p>(5)私塾化した活動を行っていないこと。</p> <p>(6)営利を目的とした事業を行っていないこと。</p> <p>(7)特定の政党の利害に関する政治活動を行っていないこと。</p> <p>(8)特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する宗教活動を行っていないこと。</p>